内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

NPO法人設立に係る手続の提出書類の見直し

提案団体

高岡市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

(事業計画書・活動予算書)

NPO法人認証申請書類の事業計画書・活動予算書について、それぞれ設立年度分と翌事業年度分の提出が求められているが、申請する団体が従来から特定非営利活動を行っていた場合は、翌事業年度分については、その実施団体の直近の事業報告書・決算書で代替できるものとする。

(登記事項証明書)

NPO法人設立後の提出書類の中に、登記事項証明書が含まれているが、登記事項証明書の写しのみの提出を可能とする。

具体的な支障事例

【現状·課題】

本市では、地域における市民ニーズが多様化する中、各種団体等と連携し、事業の実施等を通して課題解決に取り組んでおり、市内では自治会等のコミュニティ活動をはじめボランティア、NPO活動等の多様な主体による活動機会が増えてきている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化等に伴い、地域における生活環境や生活様式が変化し、地域課題はますます複雑化してきており、自治会組織等の高齢化、担い手不足もあり、コミュニティ活動の維持・継続自体が困難な状況が出始めている。

【支障事例】

地域運営組織は、地域内の施設を拠点として、当該地域に関する活動や事業を行っていくことで活動の充実が図られる。円滑な施設管理や事業運営を進めるためには、法人格をもった組織とすることが適当であり、設立に係る費用負担が少ないNPO法人になることで地域活動の活性化を推進する場合、設立手続に必要な書類が多いなど、住民の負担感が強い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既に NPO 活動の実績があれば、事業報告書・決算書により、翌事業年度の書類がなくても、2 年分の活動内容・予算状況の把握は可能となる。

法人の設立年月日は、登記事項証明書の写しでも確認することができ、登記の事実については、国税庁法人番号検索サイトにおいて確認することができる。

認証申請に必要な書類の代替が可能となることで、住民の事務負担が軽減され、今後、地域運営組織の法人化の促進が見込まれる。

地域運営組織の法人化により、住民による地域活動が円滑に実施され、地域コミュニティの維持・強化を図ることができる。

根拠法令等

特定非営利活動促進法第10条、第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宇和島市、高松市、鳥取県

〇事業計画書・活動予算書については、設立後にどのような運営をしていくのかを確認するため、翌事業年度 分の書類を提出してもらうほうがよいと思われる。

登記事項証明書については写しの提出のみで確認することが可能なので、写しのみの提出でよいと思われる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の対象経費の拡充

提案団体

秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大潟村、羽後町、姫路市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金については、地方の実情に応じて活用しやすい制度となるよう、現在対象外である経費のうち、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員の旅費及び、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業や、お試し移住等に係る個人への旅費について、対象経費とすること。

具体的な支障事例

地方公共団体職員の旅費については、経常的経費のみならず、一律に対象外経費とされているため、観光PR コンベンションや移住フェアといったイベント等への参加に必要な職員旅費を県単独予算で措置しなければならなくなっており、財源の確保に窮する地方公共団体の取組を阻害している。これらの職員旅費は経常的な経費ではなく、地方創生のための特定の政策目的を達成するために必要な経費である。

また、インターンシップやおためし移住等のための旅費は、個人給付に該当するとして対象外経費とされているが、こうしたインセンティブは、インターンシップや移住の促進等の事業目的の達成に大きく資するものであり、一律に個人給付として対象外経費とすることで、政策目的の達成を阻害している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体職員の旅費が必要な事業について、十分な財源=マンパワーが確保されることにより、現地での活動が活発化し、政策目的の達成に向けた様々な効果が期待できる。

また、首都圏等からの地方へのインターンシップやおためし移住については、遠隔地へ出向くためのコスト(時間や旅費など)が最初のハードルであり、それらコストのうち、旅費を支給することは大きなインセンティブとなりうることから、政策目的の達成に大きく資するものと考える。

根拠法令等

2020 年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0 タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年 12 月 20 日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、旭川市、盛岡市、花巻市、遠野市、釜石市、宮城県、福島県、郡山市、須賀川市、横浜市、川崎市、小田原市、富山県、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、西尾市、滋賀県、京都市、城陽市、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮崎県、宮崎市、九州地方知事会

- 〇事業の実施に必要不可欠な職員の旅費が支援の対象とならないため、職員旅費に一財を充当するなど、事業執行の大きな支障となっている。
- ○交付金事業の執行のみを目的とした職員の旅費について、地方単独で負担している状況にあるが、事業執行に必要な経費については、国からも支援いただくことで、地方が必要とする事業の執行をより着実に行うことが可能になる。
- 個別給付については、過度な給付競争に陥らないよう配慮する必要があるが、対象可否の具体例を積極的に 明示いただくとともに、対象の拡大を図っていただくことで、地域の実情に応じて使いやすい制度となり、地方創 生の推進に資する。
- ○東京圏からの物理的な距離が遠いほど、アクセスするコスト(時間や旅費)が増大する傾向があることから、 地方公共団体職員の旅費、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付、お試し移住等に係る 個人への旅費等を地方創生推進交付金の対象とすることで地方間の格差を是正することができ、真にその必要 がある地方における地方創生の実現に資するものと考える。
- 〇職員旅費については、地方創生に資するものであっても、知事トップセールスに伴う随行旅費を除き対象外経費とされているため、東京圏や海外をターゲットとする事業の組み立てに当たっての大きな制約となっている。
- 〇当市においては「生涯活躍のまち」事業を平成 28 年度から実施中であり、その概念が昨年度から全世代型に変更したこともあり、移住促進に係る PR 戦略に多様性が生まれている。具体的には移住希望者に対して就業からレジャーでの PR に加えて、今後医療、介護、更に「住み慣れた地域で自分らしく生きる」地域包括ケアシステムの概念についても説明することで、移住者への情報提供の幅が広がることが予想される。現在移住 PRのために職員派遣は行っていないが、旅費が認められるならば移住担当者のほか医療や介護に関わる職員も派遣が可能となり、自分の市町について深い説明が可能となる。
- 〇より効果的な事業実施のため、職員旅費やお試し移住等のための個人の旅費についても交付金の対象経費 としていただきたい。
- ○関係人口の創出・拡大に向けた取組を推進するに当たっても、同様のことが支障となることと想定される。
- 〇当県においても、地方創生推進交付金を活用し、海外をターゲットとした事業を展開しているが、職員旅費が対象外経費となっているため、県単独予算で措置しなければならず、財政難の自治体にとって、地方創生のための取組を行うにあたっての支障となっている。
- 〇2019 年度分から、インターンシップ参加学生への旅費・宿泊費に充当できるよう要件緩和が図られたが、「移住支援金に係るマッチングサイト掲載企業による連合体への補助」である必要があるなど、活用が難しい。
- 〇事業を推進するためには、打ち合わせや調査、現地確認等日常的な旅費が必要であるとともに、農林水産物や加工食品の輸出促進のためのプロモーション等に必要な海外への渡航費や、首都圏での販路拡大を図るための旅費についても対象外であることは、目標達成に向けて活動するに当たり支障を生じる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金に係る提出書類の簡素化

提案団体

秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大潟村、羽後町、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金については、「地方創生推進交付金実施計画(以下、実施計画)」を「地域再生計画(以下、再生計画)」とみなし、実施計画のみ作成すれば足りるよう、運用を見直すこと。

具体的な支障事例

地方創生推進交付金の活用は、①実施計画の作成→②国との事前相談による内容の調整→③調整後の実施計画の国への提出(メール)→④実施計画の内容を踏まえた再生計画の作成→⑤再生計画の国への提出(メール。ただし、認定申請書(要押印)はメールに加え、紙ベースでも提出)という流れで行われる。

その際、再生計画の作成・提出期限(④・⑤)は、実施計画提出期限(③)の翌日に設定されることが多く、実施計画の確定に時間を要した場合、再生計画策定のための時間が限られ、時間外労働等、負担が大きい上、作業時間の制約から、内容の精査が十分に出来ず、記載誤り等が発生している。

また、認定申請書については紙で提出する必要があるため、実施計画の確定に時間を要した場合、提出期限内の対応が困難である。

※直近の第55回申請では、実施計画の提出期限が1/23(木)、再生計画の提出期限が1/24(金)であり、秋田県では、当初予算編成の最終段階の作業と並行することになったため、全実施計画の内容確定が1/23の夕方となったことから、深夜までの作業で対応した。また、認定申請書の紙提出は、期限超過となっている。

また、地方創生推進交付金申請が不採択となった場合には、地域再生計画の取下処理が必要となり、この点についても業務上負担であり非効率である。

国においては、自治体の負担軽減のため、地域再生計画作成支援ツールの開発・提供等に尽力いただいており大変感謝しているが、一方で、そのような対応によっても現場の重複感・負担感は拭われていないため、過去にも同様の提案を行っているが、再度見直しを提案するものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担が軽減されるほか、一方の計画に注力することで、期限内提出が可能となるほか、交付金活用事業の実効性向上が期待される。

記載誤り等の少ない計画の提出により、国においても審査業務を効果的・効率的に行うことが可能となる。

根拠法令等

第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について(通知)(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)、2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、花巻市、遠野市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、大垣市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、豊田市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、兵庫県、米子市、岡山県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、久留米市、大牟田市、宮崎県、宮崎市、九州地方知事会

〇再生計画の作成が、地方創生推進交付金申請後となることにより、同交付金の採択状況により、地方再生計画の修正や取り下げ処理が発生する事例がある。年々作成方法が改善されているとはいえ、ほぼ同内容の計画を短期間に2種類作成し、短期間で決裁を得ることは、負担感がある上、上記のような修正等が発生した際、それぞれを修正をする必要があり、二度手間であることから、運用見直しが望ましいと考える。

〇地方創生推進交付金申請にあたっては、同時期に実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があり、 地域再生計画は実施計画と同様の記載をする項目が多く、実施計画が固まらないと地域再生計画も完成しない が、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど 重複的な業務が当市においても負担となっている。提案の運用方法であれば、業務の効率化が図られる。

〇認定された地域再生計画は、すべて公表され、地方創生の取組の参考となっているが、地方創生推進交付 金実施計画は、公表されておらず、予算事項等公表に馴染まない事項が多く記載されているため、単に実施計 画のみ作成することには、慎重に検討する必要がある。

しかし、申請手続きにおける地方の負担は重く、記載内容は重複しているため、例えば、地方創生推進交付金実施計画書(Excel)と地域再生計画(Word)のファイル形式を統一し、実施計画書を作成すれば、地域再生計画が同一ファイル内の別シートに作成されるなど、地方創生交付金実施計画と地域再生計画については、両者の役割、法的位置づけを考慮しつつ、申請手続きの合理化を図るべきである。

〇地域再生計画の作成については、第 55 回申請分から簡略化が図られており、事業計画の内容と類似した内容で作成することとなっていることから、事業計画書により内容を確認することが可能であり、省略可能であると考えられる。

〇地方創生推進交付金の申請については、「地域再生計画」及び「実施計画」の2点の申請が必要になっているが、内容がほぼ同じとなっているため、申請の1本化を検討いただきたい。

申請の一本化が困難な場合でも、両計画を県で取りまとめて提出できるようにするなど、申請手続きの一本化を検討いただきたい。

〇地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画については短期間で作成する必要があり、作成する職員 の負担となっているため、その運用見直し(簡素化)は当該職員の負担軽減につながる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域少子化対策重点推進交付金の運用改善

提案団体

秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、井川町、埼玉県、山梨県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域少子化対策重点推進交付金について、都道府県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業は、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため、対象者が少なく事業を実施できない市町村があることから、年齢要件を40歳程度までとする等緩和すること。

具体的な支障事例

本県では晩婚化が進行しており、特に男性においては、年齢別初婚者数について、制度対象外となる35歳以上が全体の婚姻者数の24%に上っており、35~39歳で結婚している割合は13.4%を占めている。また、男性の35~39歳の未婚率は36.9%と全国平均を上回っている。こうした中で申請の相談に来たカップルが補助対象外となってしまう事例が多く見られている。実際に、本県において当該交付金を平成30年度に活用した市町村は、5市町村であるが、3市町村において、補助対象外となる事例があったと報告されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

34歳という年齢要件を緩和、撤廃することで、より多くの結婚を希望するカップルに対して、経済的な支援を実施することが可能になり、地域における少子化対策の推進に資する。

根拠法令等

令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花卷市、釜石市、福島県、須賀川市、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、高山市、三宅町、徳島県、宮崎県、沖縄県

- 〇当市でも同様に晩婚化が進行しており、当市で実施した「結婚に関する市民意識調査(2016)では、「結婚後の生活資金が足りない」という回答が上位にあり、住宅支援を含んだ経済的支援の必要性が高いが、補助対象年齢の制限(34歳)が弊害となっている。
- 〇当県でも晩婚化は進行しており、特に男性の50歳時未婚率は26.20(2015年)となっており、女性も16.36 (2015年)の高水準となっている。このため、当交付金を活用している一部の自治体においては独自の財源で35歳~39歳への支援を行っているところである。一方で、当県における当交付金の活用は3市村にとどまっており、諸要件が緩和されることで、活用を検討する市町村が増えることに繋がると思われる。
- ○当市において当該交付金の活用事例はないが、効果的な事業実施のため、地方の実態に沿った制度とする

よう、年齢要件を緩和していただきたい。

- 〇地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施しているが、年齢要件を満たさない場合(当事者の一方または両方が35歳以上)は市単独予算で補助している。
- 〇晩婚化の進行は全国的な傾向であり、令和元年の当県の平均初婚年齢は男性が 31.2 歳、女性が 29.3 歳と上昇傾向にある。また、制度の対象外となる 35 歳以上の未婚率も上昇傾向にある中、年齢要件を緩和、撤廃することは、結婚を希望するカップルの経済的な支援となり、少子化対策の推進に資することができると考える。
- 〇令和元年度に支給見込件数を実績が下回った 18 市町村のうち、13 市町村がその理由に年齢要件を挙げた。また、町村部では自治体全体の婚姻件数が少ないため、所得・年齢要件のハードルが高すぎると、該当者がいなくなってしまうこともあり、実際に令和元年度は 12 町村において補助実績が 0 件となった。
- 〇当市では、平成 29 年度で本交付金を活用した9件中2件が 35 歳以上であったため、平成 30 年度・31 年度 において、年齢要件により本交付金を活用できなかった世帯がいたと考えられる。そこで、34 歳という年齢要件 を緩和、撤廃することで、より多くの結婚を希望するカップルに対して、経済的な支援を実施することが可能になると考えられる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し

提案団体

長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金については、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付(支払いまで)を完了 しなければならないとされている。

間接補助事業者が年度末まで事業を行う場合、地方自治体が実績を確認したうえで交付手続きを行うという現状の手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。

具体的な支障事例

地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。

民間事業者などの地方創生の取組みを支援する間接補助事業については、年度末までに補助金の交付までを 完了させるとすれば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することができない制度となっている。

例えば、補助事業として民間事業者などは専門人材の配置を年度末まで行っているが、補助事業の活用は3月 末分までを対象とすることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

間接補助金の年度内交付を緩和することにより、より柔軟な事業実施が可能となる。

根拠法令等

地方創生推進交付金交付要綱、実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和 30年 11月 17日財務局長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、釜石市、宮城県、仙台市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、新潟県、長野県、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、小牧市、京都市、兵庫県、島根県、岡山県、三原市、徳島県、愛媛県、高松市、松山市、宇和島市、東彼杵町、川棚町、宮崎市

〇間接補助金の年度内交付により、例えば通年の取組を支援する補助事業においても、3月分は補助対象から除くなどの対応が必要になるため、間接補助金を活用した取組に空白が生じ、支障となっている。

〇交付金精算事務は、事業者からの実績報告書の審査、補助金額の確定により、事務を遂行できるが、委託 事業の完了から支払完了まで一定の日数を要するため、年度末までに補助金の交付までを完了させるとすれ ば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することが難しい。

- 〇当市においても間接補助事業については、実質的な事業期間が3月中旬ごろまでとなっており、年度末までの事業期間を確保できておらず、事業の連続性を欠く懸念があるほか、海外で3月下旬に開催される展示会への出展が困難になるなど、不都合が生じている。交付完了日の見直しにより、事業の連続性を持たせた柔軟な事業実施が可能となると考える。
- 〇地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、 金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。
- システム運営や人材の配置など、3月31日まで契約を行う必要がある契約については、補助事業の対象とすることができない。
- ○年度末についてはどの業界も繁忙期となっており、その中における補助事業実施者の工事検査→工事代金の支払→補助事業実績報告→補助金請求→事業内容のチェックと補助金の支払業務までを3月末までに終えることは困難である。
- 〇事業者からの実績報告書等の提出から間接補助金の交付決定までのスケジュールが非常に短くなっており、 此度の新型コロナウイルス感染症の流行のような不測の事態による事業や事務の遅延なども考慮する必要が ある。
- 継続的な事業実施のため、交付完了日の見直しを求めるとともに、地方創生推進交付金の実績報告書の提出期限や精算払請求書の提出期限についても併せて見直しを求めたい。
- 〇当県市町村においても、当該間接交付金事業を実施しており、市町村が当該事業の年度内完了に苦慮しているという支障が生じている。
- 〇3月末までの十分な事業実施期間を確保し、事業の成果を高めるためには、例えば、事業の成果物の納品日やイベントの開催日、ハード事業であれば竣工日等、事業が完了したと判断できる内容が3月末であれば認めるよう見直しが必要。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金に係る対象経費の要件緩和

提案団体

鹿児島県、高知県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金の対象経費について、地方創生の推進の観点から、要件の緩和を図られたい。

具体的な支障事例

職員旅費については、地方創生に資するものであっても、知事トップセールスに伴う随行旅費を除き対象外経費とされているため、東京圏や海外をターゲットとする事業の組み立てに当たっての大きな制約となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

職員旅費を対象経費とすることで、東京圏や海外をターゲットとする地方の取組を促進し、ひいては地方創生の 推進に資する。

根拠法令等

2020 年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0 タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、旭川市、盛岡市、花巻市、釜石市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、茨城県、横浜市、川崎市、小田原市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、宮崎市、京都市、城陽市、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、久留米市、熊本市

〇地方創生及び交付金事業の遂行に必要な職員の旅費について対象経費とされることで、効果的かつ円滑な事業運営に質するものであるが、現状、条件付きであり、全てを単独予算で計上することが困難であり、事業遂行に支障を生じている。

○東京圏からの物理的な距離が遠いほど、アクセスするコスト(時間や旅費)が増大する傾向があることから、 地方公共団体職員の旅費、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付、お試し移住等に係る 個人への旅費等を地方創生推進交付金の対象とすることで地方間の格差を是正することができ、真にその必要 がある地方における地方創生の実現に資するものと考える。

〇地方公共団体職員の旅費については、経常的経費のみならず、一律に対象外経費とされているため、事業 実施に必要な職員旅費を自治体単独予算で措置しなければならなくなっており、財源の確保に窮する地方公共 団体の取組を阻害している。これらの職員旅費は経常的な経費ではなく、地方創生のための特定の政策目的を 達成するために必要な経費である。 〇当市においては「生涯活躍のまち」事業を平成 28 年度から実施中であり、その概念が昨年度から全世代型に変更したこともあり、移住促進に係る PR 戦略に多様性が生まれている。具体的には移住希望者に対して就業からレジャーでの PR に加えて、今後医療、介護、更に「住み慣れた地域で自分らしく生きる」地域包括ケアシステムの概念についても説明することで、移住者への情報提供の幅が広がることが予想される。現在移住 PRのために職員派遣は行っていないが、旅費が認められるならば移住担当者のほか医療や介護に関わる職員も派遣が可能となり、自分の市町について深い説明が可能となる。

- ○対象外経費が多いと交付金の事業への活用に支障が出るため、要件を緩和してほしい。
- 〇農林水産物や加工食品の輸出促進のためのプロモーション等に必要な海外への渡航費や、首都圏での販路 拡大を図るための旅費が対象外であることは、目標達成に向けて活動するに当たり支障を生じる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 94 提案区分 A 権限移譲 提案分野 消防·防災·安全

提案事項(事項名)

市町村長による自衛隊災害派遣要請

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

愛知県においては、自衛隊への災害派遣の要請権者は自衛隊法第83条第1項の規定により、愛知県知事となっている。そのため、県は「災害時、その地域の防衛警備を担任する部隊に対する市町村からの通報制限」を指導している。

その意図は理解できるものの、刻一刻を争う被災現場にあっては、被災した各市町の状況把握から要請に至るまでに費やす時間は命取りになりかねない。自衛隊法第83条第2項但し書き、あるいは同条第3項に基づき、自衛隊が早期に災害派遣(偵察活動)ができるよう、各市町からの派遣要請を可能にしていただきたい。

具体的な支障事例

- ・当市が自助(消防力)を超える大規模な災害を被った場合、①本市が災害対応をしつつ、被害の全容を把握し、県に自衛隊への災害派遣要請を具申する。②県は市町村の被災状況を把握し、県等からの支援の範疇を超えると判断した場合、知事の名において自衛隊に派遣を要請する。③派遣要請を受けた防衛大臣は、緊急性、公共性及び非代替性を考慮し当該部隊に対する災害派遣を命令する。④命令を受けた部隊は情報収集のため、被災地域の偵察活動を開始するとともに、被災した市町村の災害対策本部に連絡、幹部を派遣する。⑤収集した情報を分析して、担当部隊が災害派遣活動を開始する。派遣部隊が実動するまでに、この様な過程を経ることとなる。この過程において費やす時間が、初動72時間に含まれることは大きな支障と言わざるを得ない。
- ・昨年10月の台風19号襲来時、神奈川県山北町では断水被害を受けたが、山北町は県に災害派遣を具申するとともに、山北町の防衛警備を担任する部隊に連絡をした。当該部隊は、普段の良好な関係から給水車をもって現地で待機したが、自衛隊の災害派遣の3要件には該当しないとする神奈川県の判断との齟齬により部隊はそのまま引き返し、その後県が準備した給水車で対応するという事案が起きた。どちらが正しいと言う話ではなく、市町長に権限があれば、この事態は回避でき、住民に早期に水の提供が出来た。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・左記記載内容のうち②③を超越し、自衛隊の自主的な情報収集活動(自主派遣)を促すことが出来る。
- ・市町村が収集した被災情報を災害派遣部隊に提供することにより、左記④に記載した自衛隊の情報収集活動に寄与できる。

根拠法令等

災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、前橋市、沼津市、倉敷市、豊橋市、豊田市、犬山市、大阪府、八尾市、宮崎市

〇令和元年東日本台風災害において、当市でも孤立地域対応として県に自衛隊の災害派遣を求めましたが、 県としては自衛隊の災害派遣3要素に該当しないという判断でした。市町村から自衛隊に直接派遣を依頼できるようにすることも一つの考えですが、まずは、都道府県と市町村の判断に齟齬が生じないように、自衛隊の災害派遣の条件を明確にすることが必要ではないかと考えます。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

145

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防•防災•安全

提案事項(事項名)

救助の実施に関して応援に要した費用を救援自治体から国へ直接請求すること

提案団体

新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

救援自治体が救助経費を支弁した場合に、被災自治体を経由せずに、救援自治体から国へ直接請求することができるようにする。

具体的な支障事例

災害救助法に基づく救助の実施に関して、被災自治体の要請により救援自治体が救助経費を支弁した場合は、同法第20条の規定に基づき、被災自治体を経由して国に請求することとされているが、多数の救援自治体からの請求書類の確認等で被災自治体に事務負担が生じている。

また、被災自治体の判断によって求償対象となる業務が異なる場合(例:保健師による戸別訪問活動を対象とする/しない)があったほか、発災当初に国に対して対象となることを確認したにもかかわらず、事後の国の精算監査において国から対象外と指摘があり返金の処置が必要となった事例がある(例:管理職員特別勤務手当)など、求償対象経費の精査のために事務がより煩雑となっている。

その他、事態の長期化や被災自治体の行政機能の喪失等により、被災自治体を経由して国に請求することが困難な場合も想定される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国に直接請求することにより、被災自治体の事務負担を軽減できる。

また、統一的な見解の元に求償対象となる業務に係る判断が行われることになり、事後の精算監査における返金の処置もなくなると考えられる。

その他、事態の長期化や被災自治体の行政機能の喪失等を想定し、救援自治体が国に直接請求する制度となることが望ましい。

根拠法令等

災害救助法第20条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、栃木県、相模原市、名古屋市、豊橋市、半田市、大阪府、八尾市、兵庫県、奈良市、岡山県、倉敷市、徳島県、五島市、熊本市、宮崎県

〇平成30年7月豪雨では、避難所の毛布購入について、国への事前確認のうえ対象となる事を確認し、市町村から県に申請があった分について支払いを行った。しかしながら、事後の精算監査において、対象外の指摘

を受け、結果8市町村に3,234,825円の返還手続きが生じ、事務が煩雑化し被災自治体にとって負担となった。また、国への事前確認のスキーム自体に正式な形態がないため、担当者同士の口頭確認で終始している現状があり、記録にも残りづらく、引継も十分にされない恐れもある。

- 〇派遣職員の給与費等負担金に係る請求について、被災自治体の実績報告書の精査の遅れにより、出納整理期間内に出納できなかった事例あり。また、被災自治体の指定代理金融機関が農協であったことも遅れの原因であったと思われる。報告書・請求書の迅速な確認・処理を求める。
- 〇災害救助法 20 条に基づく被災地への救助経費の求償報告について、求償報告の依頼当初には対象外とされていた経費が対象に含む見直しが行われたり、被災県によって異なる基準が設けられて、求償報告依頼が行われたりする事例があった。同法 20 条による求償報告の対象に含まれるか否かが不明確な状態での被災地支援は、支援の内容に慎重な判断を要し、迅速な被災地支援が難しくなる課題が発生すると考えられるため、定められた基準に基づく求償報告を国に直接請求することが望ましいと考えるものである。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域少子化対策重点推進交付金の対象年齢要件緩和

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業について、新婚夫婦共に34歳以下とされている対象 年齢要件を緩和すること。

具体的な支障事例

本県では平均初婚年齢が上昇傾向であり、特に中山間地域では 30 代後半から 40 代で結婚する男性の割合が高くなっている。また、35 歳以上の未婚率は性別を問わず、いずれの年代においても増加傾向にある。

こうした中、結婚に伴う経済的負担を軽減し、未婚者の結婚を後押しするため、市町村が地域少子化対策重点 推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施している。

平成30年度からこの対象として、「夫・妻共に婚姻日における年齢が34歳以下」とする要件が追加されたところ、要件が厳しく対象者が減少し、また県内の事業実施市町村も半減した。

(提案団体の関係数値)

「平均初婚年齢」※H30 厚労省人口動態調査

夫 30.6 妻 29.1

「未婚率」※H27 及び H17 国勢調査

H27 (H17)

H27 (H17)

男性 35~39 歳 34.1%(29.9%)

女性 35~39 歳 20.6%(15.3%)

40~44 歳 28.6%(22.4%)

40~44歳 16.3%(9.1%)

45~49歳 25.4%(18.0%)

45~49歳 13.5%(5.8%)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本制度をより充実させ対象を広げることで、結婚を希望するが「結婚資金」が足かせとなっている未婚者の結婚の後押しとなる。

また、利用者及び事業実施自治体が増えることにより、社会全体が結婚を応援するという機運の醸成につながる。

根拠法令等

地域少子化对策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高山市、三宅町、徳島県、宮崎県、宮崎市、沖縄県

- 〇当県においても、全国同様に、平均初婚年齢が上昇傾向にある。このため、当交付金を活用している一部の自治体においては独自の財源で35歳~39歳への支援を行っているところである。一方で、当県における当交付金の活用は3市村にとどまっており、諸要件が緩和されることで、活用を検討する市町村が増えることに繋がると思われる。
- 〇地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施しているが、年齢要件を満たさない場合(当事者の一方または両方が35歳以上)は市単独予算で補助している。
- 〇晩婚化の進行は全国的な傾向であり、令和元年の当県の平均初婚年齢は男性が 31.2 歳、女性が 29.3 歳と上昇傾向にある。また、制度の対象外となる 35 歳以上の未婚率も上昇傾向にある中、年齢要件を緩和、撤廃することは、結婚を希望するカップルの経済的な支援となり、少子化対策の推進に資することができると考える。〇令和元年度に支給見込件数を実績が下回った 18 市町村のうち、13 市町村がその理由に年齢要件を挙げた。また、町村部では自治体全体の婚姻件数が少ないため、所得・年齢要件のハードルが高すぎると、該当者がいなくなってしまうこともあり、実際に令和元年度は 12 町村において補助実績が〇件となった。
- 〇晩婚化の進行により、新婚世帯の年齢も上昇していることから、対象者拡大のため年齢要件を引き上げることも必要である。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所等における調理室設置義務の緩和

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)

具体的な支障事例

3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必置となっている。

施設の構造上、調理室を設置するには大規模な改修が必要となり、その間は児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。

(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。)

当県においては 10 月 1 日時点で待機児童が発生しているため、早期に待機児童解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理室の設置義務を緩和し、3歳未満児への給食の外部搬入を公私とも可能とすることで、幼保連携型認定こども園への円滑な移行が可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市、指宿市

- 〇当市においても、昨年度公立幼稚園の保育所化を行うにあたり、調理室の増設を含む大規模な改修工事を 行うこととなった。多額の工事費が必要になったほか、工期が長くならざるを得ないため園運営上の支障(騒音、 導線の限定等)が大きかった。
- ○3歳未満児を預かる場合、給食提供について調理室による自園調理に対応することは、事業者側の大きなハードルとなっていると考える。
 - 一方で、地域における課題として、これまで、主に平成26年度以降、国庫補助金を活用した調理室の設置を

伴う施設整備をすすめてきており、多くの施設が基準を満たして幼保連携型に移行している。このため、今後、 給食提供の基準を緩和した場合において、これまでに基準を満たして移行してきた施設との整合性をとることが 難しい。

また、外部搬入を認めることによって質の低下につながらないかについては慎重に考える必要あると考える。

- 〇調理室の老朽化に伴う工事等によりやむを得ず調理室を一時的に使えない時期があることから、調理室の設 置義務の緩和により柔軟な対応ができると考えられ、提案に賛同する。
- ○県内に類似事例がある。
- 3歳未満児の保育ニーズが増加しており受け皿の拡充が求められている。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防•防災•安全

提案事項(事項名)

災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法による救助における現物給付の原則を見直し、金銭により物資の購入が可能である場合は、現物による給付だけでなく、金銭給付による救助を認める等の要領改正を行う。併せて、どのような場合に金銭給付が可能であるかについて要領上に明記する。

具体的な支障事例

災害救助法4条2項には、「救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、救助を要する者に対し、金銭を支給して行うことができる」と規定されているが災害救助事務取扱要領では、災害救助法による救助は現物給付の原則が定められており、令和元年東日本台風(台風第19号)での災害対応では、生活必需品についても現物により給付を行った。しかし、年末年始の繁忙期に差し掛かり、調達事業者及び運送業者の確保や迅速な物資の調達・整理・搬送が困難となったため、行政を通して申請・調達・給付を行うには相当程度の時間(およそ1カ月程度)を要した。このため、即時の生活必需品の提供ができず、多数の被災者から迅速な給付を求める要望が寄せられた。今回は風水害における支障であって、熊本地震ほどの被害規模ではなく、申請件数も44件程度(熊本市では1万件以上を支給)であったにもかかわらず、かなりの支給遅延が発生したものであり、これまでの提案とは異なる新たな支障事例が発生している。このように流通機構が遮断されるに至っていない程度のケースであれば、現物給付より金銭給付の方が迅速かつ効果的な救助となるため、被害規模に応じて、給付の方法を選択できるようにしてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現金給付により、各被災者が生活必需品を自身で即時に購入することが可能となる。

根拠法令等

災害救助法第4条第2項、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、前橋市、沼津市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、大阪府、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、宮崎市

〇平成30年7月豪雨災害において、布団・炊飯器の現物支給を行ったが、対象世帯が4,000世帯以上であっ

たため、この数量に対応できる業者が限定されるとともに、配送車両の制約により1日当たりの配布数が限られ、配布に要する時間が長期化(配布終了は平成30年12月)する原因となった。そのため、仮設住宅の入居が決定していたり、自宅修繕が終了していた避難者も「布団や炊飯器が無いと生活ができない」と訴え、避難所を退所しない例が複数生じた。

- ○南海トラフ地震による広域災害が発生した場合、調達事業者及び運送業者の確保や迅速な物資の調達・整理搬送が困難となることが推測され、必要な時に必要なものが被災者に届かなくなる。そこで、現物だけではなく、現金給付が選択できるようになれば、状況に適した、迅速かつ効果的な救助が期待できる。
- 〇現物給付であるため、みなし仮設住宅の利用に支障が生じた。(契約書の作成に遅れや、家賃の振込の遅れ等)
- 〇現金給付の単価設定等、詳細については検討を行う必要がありますが、被災者の迅速な支援に向けて有効であると考えます。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法による救助期間の基準の見直し

提案団体

指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における救助期間の基準を見直す。

具体的な支障事例

災害救助法では、救助期間の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風 19 号)による災害では計 15 回の延長協議が必要となった。災害救助法の一般基準で定められた各期間は、いずれも短期すぎるものであり、災害救助の実態に合っていないため、一般基準を一律 30 日程度を目安に見直してほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害対応時の繁忙期において、形式的な事務の簡素化が図られる。

根拠法令等

災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 229 号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、前橋市、沼津市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、岡山県、倉敷市、大阪府、八尾市、福岡県、宮崎県、宮崎市、

〇平成30年7月豪雨災害でも同様に各項目ごとに延長を行う必要があり、毎週、複数の担当課への確認と県への連絡という業務が発生した。令和元年度も引き続き行われているものもある。また、延長の決定が終了日直近であるため、被災者から「災害救助法の延長対象となるのか。」との問い合わせがあっても明確に回答でき

ないことが、度々生じた。福祉避難所のケースでは、延長決定が直前となったため、既に、福祉避難所を離れ親族宅に移動したものの、バリアフリーではないため症状が悪化したという相談もあった。

- 〇救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められている。令和元年東日本台風(台風19号)では、48市町に災害救助法が適用されたため、国との協議は煩雑な作業となり多くの時間を取られた。
- ○南海トラフ地震による大規模災害が発生した場合、避難所開設など災害対応の長期化が見込まれることから、一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害救助の実態に合った期間に長期化できれば、 事務の負担軽減が期待できる。
- 〇災害の規模や発生時期、被災者の状況等によって必要な対応期間が異なることが考えられます。救助期間 の弾力的な設定は被災者支援の充実につながると考えられることから有効であると考えます。
- 〇災害救助法上の一般基準で定められる期間の内、避難所設置や飲料水の供給などは、7日間とされているところであるが、実態として災害救助法が適用となるような大規模災害にあっては、7日間で救助が完了するとは考えづらく、また、延長協議は簡易に行えるとしても、形式的な協議が毎週発生することは、災害対応で多忙を極める中においては、不要な業務と考える。救助期間の見直しを行い、内閣府との協議をより簡略化できるよう、制度改正をして欲しい。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「老人福祉法第11条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、 情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。

別表第2の61の項に係る事務(老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報は、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第2の61の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。

具体的な支障事例

老人福祉法第 11 条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第1項第1号の規定により、「65 歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なもの」等としており、また、当該委任を受けた老人福祉法施行令第 6 条第 1 号において「当該 65 歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。」としている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第 22 条第 20 号口において「老人福祉法施行令第 6 条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。」とされていることから、老人福祉法第 11 条等で定める要件の該当性を適切に確認するためには、中国残留邦人等支援給付等関係情報が必要と考える。

しかしながら、番号法別表第 2 において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。

当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、上述のとおり中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報を同一の法的根拠に基づき扱えるようになるため、行政の効率化に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 32 条、老人福祉法第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、豊田市、京都市、高松市、東温市、久留米市、大村市

〇中国残留邦人等の置かれている経済的·年齢的な状況に鑑み、老人福祉法第 11 条に規定する措置を適切かつ効率的に行うため、制度改正が必要である。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、 情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。

別表第2の62の項に係る事務(老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報 連携できる特定個人情報は、市町村が保有している情報のうちにあっては生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第2の62の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。

具体的な支障事例

中国残留邦人等支援給付支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、当市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」の別表第2の費用徴収の階層区分において従来は「生活保護法による被保護者」と記載されていた箇所に「中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成20年に追加している。

老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関連情報に加え中国残留邦人等支援給付関係情報が必要と考える。

しかしながら、番号法別表第 2 において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。

本市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護関係情報と中国残留邦人等支援給付等関係情報を同一の法的根拠に基づき扱えるようになるため、 行政の効率化に資する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 33 条、老人福祉法第 28 条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、上田市、京都市、高松市、久留米市、大村市

〇中国残留邦人等の置かれている経済的·年齢的な状況に鑑み老人福祉法第 11 条に規定する措置を適切かつ効率的に行うため、制度改正が必要である。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。

廃止しない場合は、移住元の在住地や在住期間の確認、移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

移住支援金は地方創生推進交付金を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業した場合に 支援を行っている。

移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。

支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。

【支障】

移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。

東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要があり、申請手続きが煩雑である。

移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなど手続きが煩雑である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請手続き、申請後居住状況確認が容易になり、移住支援金制度の円滑な実施が可能となる。

根拠法令等

移住支援事業・マッチング支援事業について(令和元年 12 月 20 日付け内閣府地方創生推進事務局)、住民基本台帳法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、郡山市、須賀川市、上田市、富士市、愛知県、三重県、三宅町、高松市、高知県、久留米市、長崎市、五島市、宮崎県、宮崎市

- 〇当県は移住支援金の支給実績が無いが、今後支給件数が増加した場合、市町村が5年に渡り居住確認を行う等、事務手続きが煩雑になることが予想される。
- 〇令和元年度において、移住し対象企業に就業はしたものの「将来的に県内の他の市町村への転居の可能性がある」との理由で移住支援金の申請を断念したケースが1件あった。
- 〇県内での支援金支給事例がないため、具体的な支障事例は生じていないが、支援金の要件が緩和され今後 受給者が増加することが見込まれる中、特に人口の多い市町村においては、受給者一人一人の就業状況、居 住状況を完全に把握することは困難であり、受給者が転出した場合は他自治体に住民票等の開示を請求する 必要があるなど、返還までの手続きが極めて煩雑である。
- 〇移住支援金を給付した自治体から5年以内に転出し全額または半額の返還が行われなかった場合、転出先の自治体に住民票を請求や本人への返還請求など債権管理を行うこととなり支援金を給付した自治体の大きな事務負担となる。
- ○支給後5年間、居住確認を行う必要があり、事務が煩雑である。